

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年9月3日 13時40分ごろ
発生場所	北海道利尻富士町本泊 ^{ほんどまり} 漁港北方沖 本泊港北防波堤灯台から真方位020°380m付近 (概位 北緯45°15.4′ 東経141°11.3′)
事故の概要	漁船 ^{ぶんでん} 辨天丸は、南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年9月4日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 辨天丸、3.2トン
船舶番号、船舶所有者等	HK3-104199（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼、プロペラシャフト及び舵に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、本泊漁港に向けて約9ノットの対地速力で手動操舵により南西進中、停泊船を避けてふだんより陸岸に寄った進路を選択した際、目視のみで航行を続けていたところ、本泊漁港北方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本事故当時、GPSプロッターの画面を魚群探知機モードにしており、同モードでは航行中に水深が正しく表示されないのので、同画面を見ていなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首が約0.8m、船尾が約1.5mであった。</p>
分析	本船は、南西進中、船長が、ふだんより陸岸に寄った進路を選択した際、目視のみで航行を続けたことから、本件浅所に向かっていることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、南西進中、船長が、ふだんより陸岸に寄った進路を選択した際、目視のみで航行を続けたため、本件浅所に向かっていることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふだんと異なる進路を選択する場合、GPSプロッターで水深を確認した上で航行すること。